

平成22年度第12回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月19日（金）17時30分～

場 所：合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。本日は主要事項のうち、「環境関連税制」、「地域主権改革と地方税制」について審議を行います。

（報道関係者退室）

○五十嵐財務副大臣

まず環境関連税制についてでございますが、皆さんの御参考までに前回4省庁から提出をいただきました資料と同様の資料を机上に配付してございますので、適宜御参照いただければと存じます。

それでは、まず最初に片山総務大臣及び逢坂政務官から、環境自動車税の案に関する御説明をお願いいたします。

○片山総務大臣

それでは、詳しくは後で逢坂政務官の方から御説明をいたしますけれども、私の方からこの環境自動車税を提案しました考え方の一番の基本のようなものをお話し申し上げます。

私は今回提案しました環境自動車税の構想は3つの意義、ポイントがあると思っております。1つは勿論、環境政策に寄与するということでありまして、これは従来の自動車税は必ずしも環境対応型になっていない。これを環境に対する負荷に応じて税負担が比例的に上がっていくということになりますと、恐らくこの税制が環境への負荷を減らすことにつながるのではないかということが1つあります。

2つ目は、納税者の視点ということでありまして、自動車の車体に対して複数の課税税制があるということは、納税者にとっては必ずしも納税者本意ではないということでありまして、これを国税と地方税を一緒にして一つの税にするということは、納税者の視点から見れば簡素化につながるだろうということが2つ目です。

3つ目は現民主党内閣の地域主権と関連するものでありますけれども、この税制は既存の地方税の体系の中では、比較的税源の偏在度の少ないものでありまして、そういう意味で言いますと、これからの地方分権、地域主権改革を進めていく上において、地方税体系としては好ましい方向に進むのではないかと、私なりに担当大臣としてはこんなことを考えています。詳しいことは逢坂政務官の方からお話を申し上げます。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私の方から環境自動車税について説明をさせていただきます。お手元の「資料（環境関連税制〔地方税〕）」を御覧いただきたいと思いますが、まず1ページ目でございます。これまでの経過でございます。出発点は民主党のマニフェストにございますけれども、マニフェスト2009を踏まえまして、昨年12月7日に当時の原口大臣から、環境自動車税創

設について税制調査会において提案をしてございます。それを受けまして、22年度の税制改正大綱におきまして、車体課税についてはエコカー減税の期限到来時までには地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討しますと記載をされているところでございます。

「資料（環境自動車税）」でございます。その大綱も受けまして、今年の3月に総務省の中に研究会を設立いたしました。9月15日にこの研究会から報告書が提出されたところでございます。報告書の公表後、関係省庁を始め、各方面からさまざまな御意見をいただきまして、これらの御意見も参考にしながら、11月2日に環境自動車税についての総務省の今の時点での考え方として、「環境自動車税（仮称）に関する基本的な考え方」を公にさせていただきました。

2ページをお開きください。所得税法等の一部を改正する法律附則では、車体課税についてはエコカー減税の期限到来時までには検討し、その結果に応じて所要の見直しを行うものとされているところでございます。これを踏まえまして、平成24年4月からもし仮に導入するとすれば、納税者への通知や課税の準備を行うためには1年程度前に方針を決定する必要があることから、今年の税制改正において御議論をいただきたいと考え、今回提案をさせていただいたところでございます。

3ページをお開きください。まず最初、目的と効果でございます。運輸部門のうち自家用車のCO₂排出量が2007年度には1990年比で41.6%増加をしているという事実がございます。したがって、自動車へのCO₂排出量抑制の取組みが不可欠な状況ではないかということ。環境自動車税は自動車税と自動車重量税の一本化による簡素化と地球温暖化対策に貢献することを目的としており、偏在性の小さい地方税体系の構築にもつながるものではないかということでもあります。

対象となる自動車と課税の仕組みです。制度導入後に新車新規登録された自動車を対象とすること、既存の自動車には引き続き自動車税、自動車重量税を課税することとしています。CO₂排出量を課税標準とするのは最新の燃費測定モード、ジャパン・シャーシーと言うそうですが、JC08モードによる燃費値を有する新車新規登録乗用車でございまして、25年3月時点で生産される乗用車のほとんどがJC08モードの車になると見込まれてございます。

4ページでございます。負担の水準でございます。負担水準につきましては、自動車税の税収と当分の間税率の取扱いを検討した後の自動車重量税の税収を合わせた税収との中立を前提に制度設計を行うべきではないかと考えております。これは22年度税制改正大綱において、当分の間税率の取扱いを含めて見直しを検討するとされていることを踏まえたものでございます。なお、大綱には、国及び地方の財政の状況も踏まえつつとあることにも御留意いただきたいと思っております。

次に特例でございます。特例につきましては、一定の自動車の排出ガス性能や燃費性能を

備えた新車に現行のエコカー減税、グリーン化特例に相当する税負担軽減措置を期限付きで講ずる方向で検討してはどうかということです。これは排出ガスのうち、NO_x、PMの抑制にも配慮するとともに、自動車の大きさに応じた技術革新を促し、バランスの取れた形で環境性能の向上を図るものでございます。

5ページへお進みください。徴収方法でございますけれども、現行自動車税の徴収方法により年に1回徴収することとしてはどうか。これにより自動車重量税の車検時徴収がなくなり、徴税事務が大幅に簡素化されるものと思われま

す。次に「8. 軽自動車」の関係でございます。簡素化の観点から軽自動車税と自動車重量税を一本化することとしていますが、軽自動車に小型自動車と同程度の税負担を求めようとするものではございません。特に軽自動車が地域の生活の足となっていることにも考慮をしながら、軽自動車の位置づけを変えるような税負担の引き上げは考えてはならず、また、軽自動車税の税負担の引き上げによる増収分は小型自動車の税負担軽減に充当し、全体として税収中立になるようにしたいと考えております。

導入時期でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、24年4月の導入を目標としてはどうかということでございます。

私からは、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等があれば、どなたからでも発言をしてください。池口副大臣、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

税制調査会としては、初めて総務省の環境自動車税について御説明をされましたし、税率等、具体的な中身が示されていませんので、なかなか具体的な議論ができないわけですが、率直に言って私は、これは環境という名前が付いていますが、自動車の車体課税の中で議論をすべき問題だと。自動車の車体課税の在り方を議論すべき内容だと思っております。

その上で今、言える範囲で意見を言いたいのですが、車体課税の負担水準ということで、営業用自動車に対する配慮というのは書かれておりますけれども、これは営業用自動車全体を含めた水準について、これを検討する方向で検討されるべきだと思っております。

自動車取得税の取扱いなど、自動車関係諸税で全体の簡素化軽減に関わる一体的な議論をすべきというのは、これは前回の大綱でもありますから、そうすべきだと思っております。

車体課税については、昨年の税制改正大綱や関連税制において、エコカー減税の期限到来時23年度末までの検討課題とされておりました。簡素化、グリーン化、負担の軽減を実現するため、自動車輸送事業者などのユーザーの意見を聞きながら、国と地方の役割を踏まえて総合的な検討がなされるべきであり、拙速に結論を出すことは適当ではないと思

います。それと今の説明の中で、軽自動車の負担を引き上げるわけではないというような説明をされましたが、明らかにこれは軽自動車の税負担の引き上げを行うと書いていながら、あの説明は明らかにごまかしの説明だと思っておりますので、強く指摘をしておきたいと思

ります。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

貴重な御意見をありがとうございます。軽自動車のところは私の説明が悪かったかもしれませんが、こういうふうに話をさせていただきました。軽自動車に小型自動車と同程度の税負担を求めようとするものではないという趣旨でございますので、全くその負担を上げないということを言っているわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。これは今後また十分議論をしなければならないポイントだと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

この問題は前にもこの税調で話が出て、総務省の意向を受けて知事会代表が発言した際にも既に申し上げておりますが、22年度の税制改正大綱は皆さん御存じのとおりで、簡素化、グリーン化、負担の軽減等の方向で、2012年、平成24年4月までに抜本的に見直す。

また、民主党のマニフェストでは、自動車重量税や自動車取得税の暫定税率の廃止。自動車取得税の廃止を主張しておりまして、本来これを含めて車体課税全体を一体として議論をすべきものだと思います。この自動車関係の税制は自動車市場、国内の動向に大きな影響を与えるものであります。そのため年内に拙速に結論を出すのではなく、経済産業の実態、自動車産業界や自動車ユーザーの意見などを十分に踏まえた上で、平成24年度に税制改正プロセスでの決着に向け、納税者の納得を得られる案を検討すべきものと基本的には考えております。

また、この案につきましては、自動車取得税、暫定税率を含めた車体課税の抜本的見直し案ではない。また、自動車を保有するだけではCO₂は排出されないにもかかわらず、車体に環境税を課すのは不合理である。また、揮発油税等に加えて、車体にも環境の名目で重複して課税するのは、これも不合理であると言えます。新規登録者のみに環境自動車税が導入され、既登録者には自動車重量税、自動車税が課税されると、かえって大綱の趣旨に反して複雑になること。

更に4点目として、現行の税込水準を維持することになっており、負担の軽減にはなっていないことなどの問題があると考えております。そのため、車体課税の見直しにつきましては、平成22年度税制改正大綱や民主党マニフェストの原点に立ち戻って、納税者の納得を得られる案を改めて検討すべきものだと考えております。

○五十嵐財務副大臣

ほかにごありますか。近藤副大臣、どうぞ。

○近藤環境副大臣

お手元に資料の4枚目か5枚目でしょうか。「地球温暖化対策のための税について（追加

配付資料)」ということで、1枚のぺらがあります。その裏を御覧いただきたいと思います。

環境自動車税については、国と地方の財源配分に関わる大きな問題だと思っております。その中で車体課税については平成22年度税制改正大綱において、平成24年のエコカー減税の期限の到来時までには抜本の見直しを検討するとされております。慎重に議論をすべきと考えていますが、特に現行の自動車重量税から、これは前もこの会でお話をしましたけれども、自動車の大気汚染への寄与に応じる形で、公害健康被害者に対する補償のための財源の一部、このペーパーの下の方に書かれておりますが、汚染原因者からということで、約100億円が支出されているということでもあります。公害患者に確実な補償を行い、患者の方々が不安に思われぬよう、汚染者負担の原則の観点等から、汚染源である自動車からその財源が将来的にも確実に担保される仕組みが確保されることが必要だと思っておりますが、御提案の中にはそのところが欠けているということで、懸念をしているということでございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○末松内閣府副大臣

消費者庁を預かる立場として、消費者にとっては価格が一番重要になるんですけども、この仕組みで行くと新車と中古車で適用される税制が異なるということで、不公平感があるようなことを思うかなという懸念があります。

もう一つは、先ほども話に出ましたけれども、税制改正大綱で負担の軽減というのも約束しておきながら、軽自動車について増税になるのは、この辺の懸念は指摘されているところでございますので、そこは御考慮賜ればと思います。

○五十嵐財務副大臣

小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

軽自動車は小さい車だけれども、小型車に比べてコストが安いということで、これはこれなりにかなり需要がある車だと思いますが、この軽自動車を引き上げて小型車を下げると、余り辛くなると軽自動車の特質が薄れてしまうのではないかと思うので、これは将来的には軽自動車は廃止しようというような方向の流れなのか。そこら辺のところを確認したいと思います。

○財務副大臣

それでは、今、一とおりましたし、また質問がありましたので、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

今この時点で答えられるものだけ答えておきたいと思っておりますけれども、時期のことでございますけれども、もし仮に24年度からこの税制を導入するのであれば、今の時期から議論しておかなければという意味で、今回議論として出させていただいたものでございます。

公害健康被害の補償のためという御指摘がございました。調べましたところ、100億程度使われていると私どもも認識しております。今回の環境自動車税は、新規に新車登録された

ものを対象とするわけで、古い税制も残るということをございます。したがいまして、自動車重量税はしばらくの間存続するため、この公害健康被害補償のための財源、この仕組みは当面続けられるのかと思っております。

さすれば、どの程度まで初年度登録年別保有台数といいたいでしょうか。古いものが残っていくかということをございますが、今の予測では、例えば11年後、古い車がまだ3割程度、15年後で1割程度ということで、時間間隔はこのくらいあるのかなと思っております。

最後、軽自動車を廃止しようとしているのかという御指摘がございましたけれども、実は私も軽自動車のユーザーでございまして、そんなことは全く考えておらない。地域の足として重要であり、その地域の足としての位置づけを変えるつもりは全くないということであります。

とりあえず、以上です。

○五十嵐財務副大臣

大臣、どうぞ。

○片山総務大臣

私の方から少し補足したいと思います。軽自動車税というのは市町村課税なんです。自動車税は都道府県課税なんですけれども、もともとを言いますと今のように小型自動車と軽自動車が近寄ってくることは余り想定してない時代なんです。もっぱらスクーターだとかオートバイだとか、そういう課税だったんです。それで市町村課税なんです。ところが、実態としてはもう余り違わなくなっている。そういうところに非常に大きな不公平感があるというのは事実なんです。

これをどうにかしなければいけないということは、私などもかつて税をやっていた者としては思います。それをどの程度差を付けながら、差別化しながら不公平感を緩和していくのかということが、税制を構築するときの一つのポイントだろうと思っておりますので、そこは是非頭に入れておいていただきたいと思っております。余り無茶苦茶するような気持ちはありませんけれども、やはり一方では不公平感があるということは納税者にとっては非常に重要な、納税者の気持ちを考える場合には重要な要素ですから、それが1つです。

それから、新車からやるというのは一つの選択肢なんですけれども、全部一斉にやるのは自治体は結構大変なんです。課税客体の捕捉からやらなければいけないというか、全部課税の仕組みを変えなければいけないものですから、導入をスムーズにやろうと思ったら新車から順次やっていく方が、多くの課税団体がありますので、47と1,727の市町村があるものですから、そういうことを考えますとスムーズに行くにはこういうやり方がいいのかなど。勿論これは当座の不公平感とかそういう問題が出てきますから、それをどういうふうにバランスさせるかということです。

それから、24年度からやるんだから24年度税制改正でいいではないかという御議論がありました。実は24年度改正でやりますと23年の12月に政府・与党の方針が大体決まるわけですから、地方税法の改正案が国会に出まして、その国会をスムーズに行って通るのが3月に

なるわけです。今のような国会の状況ですから、スムーズに行かない可能性もあるわけです。ねじれですから。そうしますと、どうなるのかということで自治体が非常に混乱するんです。自動車税も4月から納税通知を発しますから、もう準備しておかなければいけないときに、さてどうなるんだろうかと。こういう宙ぶらりんの状態になるのは是非避けたいんです。

そうしますと、理想的なことを言いますと、1年前の23年度の税制改正で、全部でなくてもいいんですけども、もう税制の基本的な枠組みは粗方決めておいて、それに向かって自治体の方も法律に基づいて課税の準備だとか、システムの構築だとか、そういうものができるようにしておいてあげないといけないと思うんです。24年の3月に法律改正がやっと通って、さあやれと言っても、これはちょっと無理なものですから、その辺は国税とちょっと違うところでして、国税は申告納税が多いものですから、大体ずっと事業年度とか課税年度が終わって、ほぼ税が通ってから1年後に納税者との接触が始まるわけですけども、自治体の場合は賦課課税が多くて、これも賦課課税なものですから、そのところは違いをよく認識しておいていただきたい。これが、後でお話ししますが、地域主権型地方税体系をつくる場合の一つの基本的な認識だろうと思うんです。その点をお願いします。

○五十嵐財務副大臣

何かございますか。どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

今度は税の世界で、私もこういう地方が環境税をつくっていくことは大賛成なんですが、環境政策として見たときに、この税で入ってくるものをどういうところに使うかということも、またこれ非常に重要な環境政策になるのかなと。これは税調とはちょっと離れるんですが、地方自治体の場合に、非常に都心部に集中して車が入ってくるということを、ヨーロッパの場合は非常にうまく避けてやって、パーク・アンド・ライディングというんですか、非常に進めているのですが、そういう環境税というものが入って、それをどのように使っていくかというところの計画なども、また少し工夫していただければと思っております、もしそういったお金の使われ方、これは自治体が勿論自主的にやるんだろうと思うんですが、もし何かこういった点で総務大臣の御意見があったらお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

これは、さっきも逢坂政務官から御説明がありましたけれども、基本的には普通税ですから、用途の制限はなしということです。ただ別途、この税を使ってという意味ではなくて、要するに世の中環境オリエンテッドになっていますし、税制自体もそういう方向に向かうとすれば、自治体も今まで以上に、例えば先ほど言われた都市なんか、環境対応型の政策というより、もっと言えば都市全体を環境型にする、政府でも内閣府で今後環境未来都市構想というのがありますけれども、そういうところに意識とか、仕組みとか、政策とかをシフトさせるということは必要だろうと思いますから、それなりの政策誘導のようなものはあつ

ていいと思います。これと連動して、これをそれで使えということは無理ですけれども。

○五十嵐財務副大臣

中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

いずれにせよ、これらについては党としてまとめて後日正式に申し上げますが、軽の関係で言うと、軽自動車のシステムはある意味日本独特のシステムでありますけれども、しかし、むしろこれは国際的なスタンダードというか、新しい視野に立った日本の、ある意味では売り込む材料にも使える話だと思います。

それから、軽の役割というのは、1つは都市部のセカンドカー、それと何よりも、先ほどおっしゃられている農村部、各地方の、特にお年寄りの足として便利に使われているということ。ですから、エコカーその他はより小型化になって、軽に近づいているという視点はありますけれども、やはり値段その他、やはり軽は軽としての、地方の皆さんが安易に使いやすいという利便性もありますから、これを小型車と軽の税を近づけていくというのは、そこには少々無理がある。用途の違いもありますから、これらのことを包括的に少し考えてみなければいけないんだろうと思います。

それから、国と地方との税の取り分のことが絡まっていますから、そう一朝一夕に今年急に結論を出してということにはならない。来年の議論に向かっての一石を総務省の方から投げられたという受け止め方で、今回は見送られることがしかるべきだと私は今、思っています。

○五十嵐財務副大臣

近藤さん、どうぞ。

○近藤環境副大臣

先ほどの公害健康被害補償金のことですけれども、逢坂政務官から旧の制度は残るということなんですが、現存の被認定者数で申し上げますと、平成22年3月の時点で約4万3,000人ぐらいの方がおみえになります。そのうち20代、30代の方が約1万5,000人ということです。そういうことで申し上げますと、かなり長い、将来的にきちっと財源が確保されていく仕組みでないと、それは患者団体の皆さんにとってみれば非常に不安を大きくする。また、そうした患者の方を軽視するととられてもしようがないということになってしまいますので、それは是非、そうしたことがきちっと担保される仕組みでないといけないと思います。

○五十嵐財務副大臣

池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

もしこれを環境対応の税だと認定するのであれば、このCO₂の発生量は総務省の資料においても、2007年の運輸部門の構成比は19.1%ですから、環境の名目で税を取って使うのであれば、なぜこの運輸部門の19.1%だけにターゲットを当てたのかという説明があつてしかるべきだと思いますが、今の段階では説明がないと思っています。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

何点かお話をさせていただきますと、もう今日はこれ以上深い議論は無理だと思っておりますので、まず最初、近藤先生から話があったのは、全くそのとおりだと思ひまして、将来に向かって財源をしっかりとさせないと、被認定者の皆さんに不安を与えるというのは全く御指摘のとおりだと思ひます。それも含めて今後議論をしなければいけないと思ひています。

それから、先ほど来議論が出ていましたが、軽自動車というのは、もう御案内のことだと思ひますけれども、今、1,000ccの小型自動車と軽自動車の税金ですが、軽自動車の場合は自動車税と重量税を合わせて1万1,000円、1,000ccの小型自動車の場合は3万9,500円ということで、3.5倍ぐらいの差があるということです。この辺りをどう見るかということが一つの、先ほど片山大臣も言ったところのポイントかなと思ひております。

それから、冒頭、私、忘れましたが、CO₂排出抑制の観点から、燃料課税がもう既に行われている段階で、車体にも同様の課税を行うのはいかがかといったような趣旨の発言があったかと思ひますが、この点は政策としてどう考えるのかが非常に大きなポイントだと思ひます。CO₂を抑制するというので、いろんな政策を導入しようというのが一つポイントとしてあろうかと思ひますが、と同時に過去に国交省、経産省、環境省などからも、こういった趣旨の提案がなされていたこともあったようでございますので、そういった点もこれから議論の上で考えてみてはどうかと思ひます。

最後に、池口先生から話のあったポイントですが、御指摘のとおり、運輸部門におけるCO₂排出量でございますけれども、それは全体の19.1%ということでございます。しかしながら、その中で、それでは運輸部門の中を眺めてみるとどうなるかということ、自家用車の部分が全体の構成比で48.2%を占めていることになっておりますので、自家用車の部分を抑制するという政策を取ることがCO₂抑制の上で重要なポイントになろうかと思ひています。

その意味で、営業と自家用との分離といったポイントも出させていただいているところでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

どうぞ。

○片山総務大臣

1つ補足ですけれども、さっき中野座長から話のありました国税との調整というのは非常に重要なポイントだと思うんです。自動車重量税を地方税にしましょうということですから、当然国税に穴が開くわけですから、何かで国税との調整はしなければいけない。それは、さっき説明にありませんでしたけれども、当然の前提です。

そういう中で、さっきの補償給付の財源なども国税との財源調整の中で、今までとは違っ

た形で国から交付されるような、給付されるような仕掛けは幾らでもできますので、地方税から出すというのは無理ですけれども、国税との別途の財源調整の中で、国庫にそれだけ必要な財源が備われば、それで調整できるはずですので、そんなことも頭に入れながら、これからは是非御検討いただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

これに関しては、財務省からも「環境関連税制についての考え方」というペーパーが出されておりますので、これにつきまして尾立政務官から御説明をいただきたいと思っております。

○尾立財務大臣政務官

それでは、先ほど総務省から環境自動車税についての御提案がありましたが、環境関連税制についての財務省の考え方を御説明いたします。お手元の資料「環境関連税制についての考え方 財務省」を御覧いただきたいと思っております。

1 ページ目、車体課税や燃料などのエネルギー課税、いわゆる環境関連税制についての見直しのポイントとしまして、まず総務省からの御提案である自動車重量税と自動車税を統合して地方税とするという案を前提とすれば、環境関連税制の思い切った簡素化として、燃料などのエネルギー課税は国、車体課税は地方という整理も考えられます。また、その際には、エネルギー課税の地方譲与制度の廃止についても検討する必要があると考へます。

更に 22 年度税制改正大綱等で記されたとおり、車体課税の抜本の見直しが必要であると考へております。

2 ページ目、まず環境関連税制の思い切った簡素化でございます。現状を御説明いたしますと、3 ページにお示ししておりますとおり、燃料などのエネルギー課税についても車体課税と同様、国と地方で課税主体が分かれており、また税収の地方譲与制度もあるため、税収配分が入り組んだ構造となっております。

こうした実態を踏まえますと、総務省の御提案のような車体課税の見直しを行うのであれば、環境関連税制の簡素化という大きな議論の中で、燃料などのエネルギー課税は国、車体課税は地方という整理も一つの考え方ではないでしょうか。3 ページの図表の上下の段で整理させていただいております。また、その際には、いまだ道路特定財源時代と同様の道路の延長、面積が配分基準として残されている地方揮発油税や石油ガス税の地方譲与制度を廃止することも必要であると考へております。

4 ページ目、車体課税の抜本の見直しについてです。平成 22 年度税制改正大綱及び税制改正法の内容に照らせば、車体課税の見直しは 24 年度税制改正の課題として取り扱うべきものであると考へられます。また、24 年度改正では車体課税全体を再編し、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を内容とする車体課税の抜本の見直しを行う必要があると考へております。

最後に、国と地方の税源配分との関係について申し上げます。総務省の御提案は、大臣からも言及がございましたが、代替財源の提案がないまま税源移譲を求める内容となっておりますが、国と地方の税源配分につきましては、国・地方それぞれの役割分担を踏まえながら、今後の税制改革全体の議論の中で整理されるべき問題であると考へております。

以上、環境関連税制についての考え方を述べさせていただきました。委員の皆様には、環境自動車税を議論される際には、車体課税、エネルギー課税を含む環境関連税制全体のあるべき姿を念頭に置いた大きな御議論をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

先ほどの論議の中でも、一部論点に出ておりましたけれども、総務省の方では当然御反論があると思いますので、どうぞ。

○鈴木総務副大臣

ここで今、出された案について、いきなり私も考え方を述べるだけの知識は持ち合わせておりませんが、ただ、冒頭、片山総務大臣が、要するに国民から見て簡素でわかりにくい自動車税体系を簡素化するという事を申し上げたわけでありまして、そういう点からいくと果たして今の考え方は、納税者から見た目線で行くと、果たして簡素化であるかどうかというところについて、私は今ちょっと感じましたので、そのことだけ申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

私も今日このお話を聞いたばかりですので、即ここで、まさに議論の頂上会談というか、最先端というか、ここでいただいた資料で我々が議論するのは少し時期がどうなのかなという感じもしますので、多少事務レベルも含めてちょっとこなし今後この課題をどう扱っていくかということをやすべきかなという感じはしております。

○五十嵐財務副大臣

池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

あえて言わないと思ったんですが、今話を聞いたと言っていますが、我々がこの制度を聞いたのも、今初めてです。そういう中で、我々がいろいろ言っているのに、今話を聞いたから答弁できないというのはおかしいです。

○池田経済産業副大臣

それはおかしいですね。

○鈴木総務副大臣

わかりました。私の言葉足らずで、大変申し訳ありません。私自身がまだしっかり勉強してないということで御理解をいただきたいと思っております。すみません。

○池口国土交通副大臣

副大臣だけではなくて逢坂さんも言っているんですよ。我々は、確かに片山大臣が記者会見したということは聞いています。ただ税制としてこれを聞くのは初めてですよ。

○五十嵐財務副大臣

大臣、どうぞ。

○片山総務大臣

さっきの財務省の御説明は、1つの見識といたしますか、1つの案だろうとは思いますが。さっき私が言いましたが、お聞きいただいてなかったかもしれませんが、税は地方税として取りっぱなしというわけではなくて、国税との間で調整しましょうという話は申し上げたつもりなんです。ですから、いずれにしてもどこかで国税との間で調整しなければいけませんから、そうしたときに、例えば金額に応じて、要調整額に応じて、例えば譲与税などを随時地方譲与税を撤退していくとか、そんなことは当然選択肢に入ってくると思いますから、財務省の御提案も含めて一緒に検討したらよろしいかとは思いますが。

○五十嵐財務副大臣

平岡さん、どうぞ。

○平岡総務副大臣

全く視点が違う話になってしまうんですけども、今の車体課税は地方、燃料課税は国という仕組みを考えていくときに、例えば自動車の実態というものを見たときに、電気自動車のようなものが走っていて、片方でガソリン車が走っていて、ガソリン車にはCO₂に基づく課税が行われるけれども、電気自動車にはそういうものが行われなとか、少しは行われるのかもしれませんが理論的にはですね。余りにも車体課税について環境面を強調し過ぎているのではないかという気もするんです。つまり、先ほど池口さんが言われたように、車は燃料を使って、そこでCO₂を発生する。だから、燃料課税で言えば車であろうが、ほかのものであろうが、みんな同じように使っているんで、そこは車であろうが何であろうがCO₂を出すものについては燃料課税で全部割り切ってしまうけれども、自動車についてはもうちょっと自動車の持っているいろいろな危険性と言葉は悪いかもしれませんが、社会に与えているいろいろなコストのようなものを、余りCO₂を排出するということとは関係なしに整理してしまうのも、先ほどの複雑にしないという意味でのやり方もあるのではないかと感じたんですけども、これは別に総務副大臣として言っているわけではなくて、今の議論を聞いて整理をしていく方向としては、余りCO₂排出ということにこだわらない方がいいのかなという印象も受けたということです。

○五十嵐財務副大臣

質問なんですけれども、これは固定資産税に近いような、要するに飛行機なんかは固定資産税で取られているわけですね。ですから、車体は固定資産に準ずるような考え方はあるんですか。

○片山総務大臣

これは、関連は大いにあるんです。固定資産税というのは土地と家屋で、あと償却資産に課税するんですけども、この償却資産は事業用に限っているんです。土地と家屋は民生用も課税対象なんですけれども、償却資産は事業用なんです。だから、同じテレビでも会社の

テレビは固定資産税、まあ免税点の話もありますけれども、要するに償却資産になっているものは課税対象になるんですけれども、大きなコンピュータとかですね。ところが、家庭用はならない。

自動車は、そういう仕組みでもいいんですけれども、割り切って自動車は固定資産税とは一切関係ないようにして、別途の自動車税という保有課税を今までずっとやってきたんです。だから、そこは割り切っているわけです。

自動車税も当然、営業用、事業用の自動車がありますけれども、それも固定資産税ではなくて自動車税という体系化をしているんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

私も今日、財務省の環境関連税制について初めてお聞きしたんですが、こういう国税としてふさわしいものと、地方税としてふさわしいものと、それぞれ根拠がありますね。例えば非常に景気変動に余り影響されないとか、あるいは偏在性が非常に少ないとか、そういった意味で、今回こういうふうな、確かにわかりやすく、要するにエネルギーはいわゆる国である、車体はこうであるというものはいずれもわかりやすいですし、それはそれで一つの方向であると思うのですが、そういう課税をするときは国税、地方税の原理原則というところから見たときに、果たしてこれが中長期的に見て、これから技術革新その他を見てどのように考えられたのかというのは、もしわかれば教えてほしいんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

今、片山大臣からもお話がございましたように、固定資産税というものは地方税として大きな位置づけがあると思いますが、それに類するものということで、この車体課税を扱わせていただきました。

一方、エネルギー課税の方については、平岡副大臣がおっしゃったように、これはまさに車両の持つ社会的コストということなんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

私が言うのも変なんですけれども、少し忖度して申し上げますと、地方税に向いているというのはあるんです。これは安定的であるという、国税が大変動していいというわけではないんですけれども、地方税の場合は、住民の生活のためのサービスのための財源ですから、安定性がある。景気に余り変動されないという、それは望ましいというのはあるんです。

それから、偏在性が少ないというのがあるんです。

もう一つは、徴税の便宜というのがあるんです。これは国税と地方税、両方ありますけ

れども、そういう意味で言いますと、エネルギー課税は徴税の便宜から言いますと、国税に向いているんです。蔵出しで課税すれば非常に簡単ですからね。

したがって、地方税でこのエネルギー課税をやっているのは軽油引取税だけなんです。恐らく蔵出しになじまないから地方税になっているのではないかと思うんですけども、といいますのは、軽油というものは混和ができますので、下手をしたら脱税の温床になるんです。今でもあるんですけども、ですから、そういう意味で消費地課税といいますか、消費者に近いところで課税しているという問題があるんです。

一般論で言いますと、この種のエネルギーとかお酒とか、そういうものは蔵出し課税で国税になじむというのは言えますね。

○五十嵐財務副大臣

そろそろよろしいでしょうか。

なお、地球温暖化対策のための税につきましては民主党のPTにおける御議論も進んでおり、また関係省庁も多いことから、政府税調といたしましても政務による随時の調整の一環として適宜、関係省間での調整を行うこととしたいと思っております。その状況については随時報告してまいります。こうした議論も踏まえながら御審議をいただきたいと存じます。

それでは、次に移らせていただきたいと思っております。次に、「地域主権改革と地方税制」について片山総務大臣及び逢坂政務官からの御説明をよろしくお願いいたします。

○片山総務大臣

この税調で最初の総会のお話のときから少しお話を始めたんですけども、私はこの民主党政権が地域主権改革というものを標榜して内閣をスタートさせたわけですが、考えてみれば地方税というものは、この地域主権改革とか、それから従前の自民党時代の地方分権改革とはかなり距離がある枠組み・仕組みであったという認識をしております。

その最たるものは、本来、以前もお話ししましたが、国税が一つの課税主体として国会で物事を決めていくということと、実は地方税を決めるということとは性格が全然違うわけです。地方税というものは、さっき言いましたけれども、47の都道府県と千七百二十幾つの市町村がそれぞれ課税主体でありますから、言うなれば国が国税の課税主体であるのと同じように、千七百幾つが課税主体になるわけです。そうしますと、そこでいろんな、本来、租税政策とか課税政策とかそういうものがあってしかるべきなんです。ところが、従前から地方税法という枠組みで、基本的にはほとんどのものを国が決められているということをやっているわけです。ここをやはり地域主権改革型に変えていかなければいけないというのが1つです。

もう一つは、その結果として、ほとんどの税目の税率を制度的あるいは事実上国が決められています。制度的に1つの税率で決めているものもあります。これはそういうものが法人課税などの、流通課税などでそういうことが必要なものはそれでいいんですけども、それ以外の税目で必要以上に国が制度的に税率まで決めていたり、それから、税率は一応、自由度はありますけれども、その他の仕組みの中で事実上国が決めたことになっているというもの

もあります。そういうものはやはり、ほぐしていかなければいけない。自治体は納税者に向き合う必要があるんだろう。仕事を増やしたら税率を上げなさいというところが、メカニズムが全然ないものですからね。

そういうようなことが気になっていまして、このたび、せっかくの機会が与えられたものですから、私の方から地域主権改革税制というものを一つ皆様方に提案して、御議論いただければということであります。

詳しいことは逢坂政務官の方から御説明を申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、私の方から説明をさせていただきます。お手元の資料で「総務大臣片山善博からの提案 地域主権改革税制 ～住民自治の確立に向けて～」というペーパーを御覧ください。

まず「1. 基本的考え方」は、今、片山大臣から説明したとおりでございますけれども、1つはやはり自主的な判断の拡大というものが大きいかと思っています。それと、もう一つが執行責任の拡大という、この2つのポイントが基本的な考え方として非常に大きいかなと思います。

「2. 改革の実現に向けて」。ポイントは2つございます。

1つは、平成23年度税制改正における対応でございますけれども、税負担軽減措置などは、各地方団体自らの判断で対応することを原則とすべきであろう。したがって、国が地方に一方的に減収を強いているような税負担軽減措置等については大胆に見直すことにしてはどうかというのが一つのポイントです。

2つ目は、平成24年度以降どうするかということで、これについては総務大臣主催の研究会を設置したいと考えているところでございます。

2ページをお開きください。まず「平成23年度税制改正における税負担軽減措置等の見直しの方針」でございます。

平成23年度税制改正においては、先ほど説明したとおりの、国が地方に一方的に減収を強いているようなものについては、徹底した見直しを行いたいということで、平成22年度末に期限が到来するもの（59項目）について提案をさせていただきたいと思っております。

それから、期限の定めがないもの。これは別表に30項目掲げておりますけれども、適用実績が極めて少ないもの、あるいは仕分け対象独法等に関するもの。これらについても踏み込んだ提案をさせていただきたいと思っておりますので是非、関係府省の御協力をお願いしたいと思います。

3ページは、平成24年度税制改正以降、順次改革を実施するため研究会を設置するということにいたしました。その話をさせていただきましたけれども、その項目についての内容でございます。大きく2つございます。先ほど言いました自主的な判断の拡大、2つ目が執行

責任の拡大であります。

第1は法定任意軽減措置制度、これは仮称ではございますけれども、こういうものを創設してはいかかと思っております。現行、地方税法に規定されている税負担軽減措置等はすべての地方団体に軽減を強いているわけですが、これをできる限り廃止するとともに、例外的に全国一律に軽減する必要があるものについても、その適用の是非や適用の度合い等について、各地方団体が自らの判断に基づいて条例において決定できる仕組みの創設を検討してはどうかというものでございます。

第2番目で、法定税は課税の対象や要件などが地方税法に定められているわけですが、地方団体が課するものとされている法定税を、まず1番目として、課税の対象や要件などが地方税法に定められていますが、地方団体が課すか否かを選択できる法定任意税というようなものにする。あるいは2番目として、課税の対象や要件などについても、各地方団体の条例で定めることとされている法定外税とすることなどについて検討してはどうかということでもあります。

3番目は制限税率の見直しでございます。制限税率は御案内のとおり、税率変更の上限を定めているものでございますけれども、納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、その見直しを検討してはどうかということでもあります。

それから、執行責任の拡大としては2つの項目を考えてございます。

法定外税の新設・変更については、国へ協議し、その同意を得なければならないことになっておりますけれども、この事前関与の見直しを検討してはどうかということ。

2つ目としては、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大でございます。現在、地方団体では納税される皆さんの便宜を図る観点から、消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談などを行っているところでございます。その取組みを一層推し進めるとともに、今後の課題として、地方団体において消費税・地方消費税の申告書の受理などを可能にするための制度を検討してはいかかかと考えております。

それから、お手元の資料の補足資料です。「補足資料」とだけ書いたペーパーがあろうかと思えます。

1ページを御覧ください。消費税・地方消費税の賦課徴収について具体的に取り組んでいきたいことを示してございます。こんなことを通じて地方団体の役割の拡大を進めていきたいと考えております。

2ページでございます。現在でも、例えば都道府県では30団体が消費税・地方消費税に関して税務広報を実施しているところでございます。

また3ページで、市町村では半数を超える団体が税務広報や申告用紙の備えつけ、申告書の收受を行っているという状況でございます。

以上が地域主権改革税制の内容でございますけれども、今後、税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、地方税制度を抜本的に改革していきたいと考えておりますので、どうぞまた御議論をよろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、御質問・御意見を賜ります。

池口さん、どうぞ。

○池口国土交通副大臣

今、ありました大きな意味での提案について異議を挟むものではないんですが、ただ具体的な今回の税制改正の見直しの2ページのところで、期限の定めのない税負担軽減措置等の見直しについて提案がありました。これは、個別の事項については随時調整の場でお話をしたいと思えますけれども、1つは適用実績が少ないということであっても、公営住宅の居住者の居住の安定の政策目的のために設けられた措置でありますので、存続する必要があると我々は思っております。

もう一つは、ある意味、今回査定の基準と申しますか、総務省から示されたというふうに受け止めているわけですが、もしこの基準になった場合に、今回のそれぞれの省に求められたペイ・アズ・ユー・ゴーで考えてこいといったものに沿って出したんですけれども、それでまたここで新たなルールで削られたといった場合にどうなるのかということをお教えいただきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

逢坂さん、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

ペイ・アズ・ユー・ゴーの観点から申しますと、新たに削られたではなくて、逆なのではないかと思えますが、要するにさまざま特例的に地方に減収を強いているものをやめるということでもありますので、ペイ・アズ・ユー・ゴーとは直接的にはつながっていくのかどうかということであると思えますけれども、少し私の認識が間違っているでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○池口国土交通副大臣

国交省としては、冒頭の国交省の説明の中で延長を断念したものもあります。拡大をお願いしたものもあります。それでトータルとして、国交省の中で見ればペイ・アズ・ユー・ゴーの観点でやりました。それについては尾立政務官からは評価をされました。

何回も言うようですが、本当にやってきたんです。それで、またルールで削られて、延長するものを違うルールの中で削るということになりますと、少し我々としては、今まで何をやってきたのかという思いがするわけです。

○逢坂総務大臣政務官

発言の御趣旨はわかりました。国交省としてプラスマイナス、帳じりを合わせてきたのに更に、どちらの立場で話すかによってプラスになるか、マイナスになるかでございますけれども、発言の趣旨は理解いたしましたので、今後の議論の中でまた検討をしてみたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

農林水産副大臣としての発言でございます。

今の2ページの方ですけれども、期限が到来するものについてはいろいろ出したりしてきたのに突然、趣旨はわからないでもないんですが、地方税における税負担軽減措置等の見直しというもので廃止を提案されてきているわけなんです。それで随時協議というのは、少し拙速過ぎるのではないかと思います。私は拙速なのはTPPでこりごりしていますので、余りこういうものを、我々は真面目ですから対応いたしますけれども、この段階に来て突然、趣旨は、いろいろやっていかななくてはいけないというのはわかるんです。ただ、今までやってきたものの中に更に追い打ちをかけてというものは少しどういうあれか。

これは、ここの適用金額1億円未満のもの、適用実績100件未満のものというものがありましたが、我々は一体どこかというのを調べました。それで、片方の1億円以上だけでも件数は50~60件、それから、適用実績は1,000件あるけれども金額は数千万円とかあったりして、それでもいろいろあちらへひっかかったり、こちらへひっかかったり、ただゼロなものもあるというので、考えられないことはないんですけれども、余りにも突然ですので、それはこれからの協議をちゃんとやらせていただかないと困ります。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

TPPでお互い、いろいろとつらい思いをしておりますので、御趣旨は理解する部分が非常に多ございますが、実はこの点については昨年も議論をしております、期限の定めのない措置等については随時加えて議論をしていこうという話をしていることが1つ。

それと8月の段階で、事務的にはこういう方向も考えていこうということでもいろいろ情報のやりとりもされているというふうにも私は伺っておりますので、何か事務的には突然ではないようでございます。

この言い方は大変失礼でございますが、申し訳ございません。そこも踏まえて、これからの議論であると思います。

○五十嵐財務副大臣

峰崎さんが先に手を挙げておられますので、その後に伺います。

○峰崎内閣官房参与

個別のあれではなくて、この片山大臣が提案されました地域主権改革税制で、私自身は本当にこういうことをもっと早くやられるべきであると思っておりましたので、御趣旨については大賛成なんです、その際、実は国の予算と地方の予算をトータルで見たときに、地方財政計画という一つの大きな枠が入るわけです。また、その下で交付税というものがありまして、その地方交付税の交付団体があり、不交付団体がある。そうした中で、このいわゆる

自主的に課税してもいいですというふうに、あるいは減税してもいいですという、その税の変化が、そうしますと結果的に、その地方財政計画トータルとしての財源に非常に影響してくることが出てくる。そうしますと、地方財政計画の枠から離れても、実はこの自主的な課税自主権を発揮させていくということを本当に考えるのか、考えないのか。

更に、交付税と言われているものの仕組みを、これは前々からどこかで議論しなければいけない課題であると思うんですが、こういう非常にいい問題が提起されたので、こういう交付税のいわゆる財源になっているであろう、例えば法人二税は、超過課税をすると東京都が非常に多くを取って、これは決して違法ではなくて、限度いっぱい取っている。そうしますと、それが経費となって法人税に食い込んでくる。それがまた地方にも波及してくるという意味で、非常にそういう大きな影響力を持っているものが多いと思うんです。そういった点は、やはりそこまで踏み込んでこういう地域主権改革税制をやられるのか、どうなのかという、少し大きいところなんですけど、お聞きしたいと思っています。

○五十嵐財務副大臣

それでは、お願いします。

○片山総務大臣

今のは、非常に重要な論点なんです。

1つ、最初に地方財政計画との関係で言いますと、例えば独自に増税をした、税率を引き上げた。それでは、その場合どうなるかといいますと、地方財政計画上は直接関係しません。それから、仮に独自に減税しました。そうしますと、地方財政計画上、地方歳入が減りますから交付税が増えますというトレードオフの関係には一切なりません。それはあくまで標準税率で、国全体の、固定資産税でしたら1.4%、標準税率で計算しますから、あとは上げた場合にはその分は、上げた場合にも交付税は減りませんから、その分は上げた分だけ努力で自治体の歳入になる。ですから、地方財政計画とは直接連動しないということになります。

ただし、私は今までの地方財政計画というものは、毎年交付税の額を決めるためにやっさもっさしているというきらいがあるんです。本当はそれは違うんです。本来は地方歳入と地方歳入の見込みでして、一種のモニタリングをするわけです。それで、地方自治体の税率は固定資産税1.4%ではなくて、みんな1.6%ぐらいにそろったと言いますと、これはきつんだ。増税しているわけですからね。それならば、例えば交付税率を少しいじらなければいけないかなという、実はこれが地方財政計画と言われるものの本質なんです。モニタリングをして、地方税体系を変えるか、交付税率を変えるか。今はそうではなくて、毎年予算要求みたいにやっさもっさしているのは本当は違うんです。そういう面では、私が提案しているのは、地方財政計画とはそういう意味で、モニタリングというプロセスを経て、間接的には関係しますけれども、直接的に関係はしません。

それから超過課税で、法人超過課税が今は多いんです。東京都もそうです。本来は超過課税というものは、例えば私などの感じでは個人の住民税とか固定資産税とか、そういうものを納税者に向き合って上げさせてくださいというのが本来の姿で、法人だけに、物を言わざ

る法人、選挙権のない法人だけに超過課税を課するというのは本来の姿ではないと思うんです。ですから、これを本格的に研究する場合に、そういう今のような論点も含めて包括的に検討したらいいと私は思っています。

○五十嵐財務副大臣

ただ大臣、他の自治体に影響する法定外普通税の取り方というものも当然あり得るわけですね。

○片山総務大臣

それは勿論、例えば他の自治体に影響するとか、国税に影響するとか、国の経済に影響するとかというものは当然危惧されますから、それは自由度を高める中でも絶対に国として自治体に守ってもらわなければいけないものはきちっと明記して、しかし、それは国に対して一件ごとにいいですが、悪いですかというのではなくて、ルールとしてこれを守らせる。そういう仕組みをつくったらどうかと思います。

○五十嵐財務副大臣

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

これも本当は事前に聞いてきておくべきなのかもしれませんが、少し教えてほしいんです。

この2ページと3ページの関係なんですけれども、例えば今、やめられるのは困るという声が幾つかある中で、例えば今回の廃止をするというふうに考えているものについて、3ページの法定任意軽減措置制度というものの中に位置づけていくということもこれは提案の一つとなっているといいますか、なり得る話ということで位置づけられているのかということが第1点。

それと、先ほどの峰崎さんのお話にも関連するんですけれども、こういう法定任意軽減ということでいきますと、今度は交付税を計算する際の標準税率としてはどちらを取るんだらうか。任意だから間を取るのかもしれませんが、かけること、かけないこと、どちらを標準にするんだらうかという、細かい話かもしれませんが、その辺の位置づけを教えてくださいましたらと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

今の平岡さんのその論点は、非常に重要な論点なんです。

最初の、さっき余り説明しなかったんですけれども、突然、この時期に廃止というのでぎょつとしたという話なんですけど、これはよく議論していただいたらいいと思うんですけれども、実は国の制度としては地方税法から特例を落とします。だけれども、それは課税団体に直接納税者が話をして、その自治体で公益性が認められれば自治体の租税政策で、自治体の独自の任意軽減措置を設ける。要するに国が減税を決めるのではなくて、特例を決めるのではなくて、課税団体が決めるというのが本来の地域主権税制でしょうから、国としては特例

を廃止するけれども、地方税法上からは取り払いますけれども、今度は東京都の税条例で認めてもらってくださいというセットです。

ですから、一切特例は認めませんということではなくて、課税団体においては、これは公益性がありますねと言ったら、十分それは特例としては存続可能です。それでは、そうした場合に交付税はどうするんですかと言ったら、それは課税団体の任意の特例ですから、そこを交付税が補てんするということは一切考えていません。交付税はあくまでも標準税率で、特例がない状態で、課税して得られた収入を基にして交付税は算定する。これが公平であろうと思います。

○平岡総務副大臣

すみません、ここでやってもあれかもしれませんが、今、言われたのは法定任意軽減措置ではなくて、多分、法定外のものでやってくださいという話であると思うんです。ですから交付税のときの話は、法定外であればおっしゃられるとおりでであると思うんですけれども、法定任意というふうにしたときは、制度としては国の法律の中でこういうものとして位置づけていますというふうにするのか。そうした場合は、やはり交付税の取扱いというものはまた少し違うのかなという気もするんです。

そこは細かい話ですので、また。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

この資料の2ページの②ですが、適用実績が僅少なものということについてですけれども、例えば国宝とか特別名勝、これは文化庁が、国が責任を持って確実に保護して未来に継承していくべきであるという、そういう国民的な財産として固定資産税等の優遇措置があるわけですが、これは数が、ここには100件未満のものとかというふうに書いてあります。実際に、例えば史跡名勝天然記念物で、これは総数が60とか、あるいは特別名勝は30しかないわけです。あるいは国宝とか重要文化財、そうしたものも含めて、その総数の絶対数が少ないものについて、これにそういった理由で地方に委ねるということが問題ではないかと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○片山総務大臣

それは入っていないと思います。

○逢坂総務大臣政務官

この別表の中、30項目の中に多分入っていないと思います。

○笹木文部科学副大臣

今の国宝・重要文化財、史跡名勝天然記念物、2つともですか。

○逢坂総務大臣政務官

はい。

○片山総務大臣

それは常識でもって。

○笹木文部科学副大臣

わかりました。安心します。

それで、もう一点なんです、独立行政法人関係なんですけれども、例えば日本原子力研究開発機構とか宇宙航空研究開発機構とか、確かにこの事業仕分けの対象になっていますが、これは結果は決して廃止という認定ではありません。事業の改善といった方向での見直しとか、あるいは予算の縮減、例えば1割であったり、2割であったり、そういったものです。それにもかかわらず、仕分けで指摘された一部の事業を理由に、その他の指摘されていない施設・設備における固定資産税等の特例措置も廃止をする。これは少しすごい議論ではないかという気がします。

それと、最先端の研究開発とか原子力、宇宙。これは国策として、成長戦略でもパッケージインフラとかいろんなことを言っておる、うたっておるわけです。このプロジェクトの推進のために必要な大型の施設・設備なわけですから、これはやはりしっかりと措置することが必要だと思うんですが、それについてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

さっき言いましたけれども、そういうものは多分、課税庁が、課税団体が1つか少数ですね。そういうものは、その該当する自治体でそういう特例制度をつくっていただいたらいかがですかというものが背景にあるわけです。今は課税団体の意思に関わりなく、国が決められているんです。ですから、課税団体の課税権というものを国が制約しているわけです。これが地域主権改革には沿っていないだろう。ですから、そういうものは公益性が勿論ありますから、それはそれなりの施設があるところの課税庁で、課税団体に、自治体でそういう特例制度を税条例上設けてもらったらいかがですかというものが背景にあるんです。ですが、よく事務的に御議論していただいたらいいと思います。

○笹木文部科学副大臣

わかりました。是非、その具体的な案も含めて検討させていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

少し教えていただきたいんですが、租特などを例に取りますと、これまで国で、財務省の方で300ほどの租特があって、地方税の中で200ほどあるということで、ここでもう既に数は違っておったんですけれども、この国の中で財務省と総務省である意味お互いにおつき合いをしているという部分があるんですが、ここの判断はこれまでどういうことであったのかという歴史的なところを少し教えていただきたい。もう既に連動していない部分もあるんですけれども、それを今回、200をもっと絞り込まれて、更にその先の判断を地方自治体にお

任せになるような構想なのかと聞いていて思うんですけども、その経緯等をお聞かせいただきたいと思います。

○片山総務大臣

これは必ずしもルールはないんです。結果として連動しているものもあります。これは法人関係にあります。ですから、法人の所得課税関係にはあります。法人事業税と法人税との間に似たような制度をつくるとかです。それから、固定資産税と、例えば法人の租税特別措置との間に結果として似たようなものをつくるというものはありましたけれども、これは必ずしも連動していないです。たまたま政策が一致したということでしょうけれども、多分、今までも直接関係ないものが多いですから、そこは余り心配することはないんだろうと思います。

むしろ今、一番のポイントは、今まで地方税の在り方を、租特の在り方を、課税団体を抜きにして、国の機関である総務省が中心になって、昔でしたら政権与党の税制調査会で決めていた。去年からはこの政府税制調査会で決めているという、この在り方をやはりこれから順次改善していくべきではないでしょうかというものが一つのポイントです。

○五十嵐財務副大臣

ただ、要するに地方自治体の最終的な財政の責任をやはり国が今は負っているということがありますので、それは、私は地方の独立・自立というものは必要であると思うんです。それから独自の自決権を、これは当然重要なことであると思いますけれども、その裏側には最終的な責任も地方が取るという法体系がなければいけないと思います。

○片山総務大臣

したがって、私のこの提案がもし実現したとして、それで租税政策がそれぞれの自治体の課税団体レベルでやりますといったときに独自に軽減措置を設けたら、それはもう自己のリスクですから、そこまで国が何も補てんすることはありませんから、自らの租税政策として、自分の財源を減らして、やるか、やらないかという判断です。

○五十嵐財務副大臣

大まけし過ぎて、例えば破産をする自治体が出たときに、その破産のしりぬぐいを今は国が見るということになっていますね。

○片山総務大臣

いや、見ていないんです。国はお金を出していないんですからね。そういうものは自業自得です。自業自得を認めなければ地域主権改革というものはできませんからね。

○峰崎内閣官房参与

今の点は私も非常に興味を持っているところで、例えば地方債はB I S規制で、いわゆるリスクウェイトが国と同じようにゼロなんです。これは最初は10%ぐらい取っていたんです。

これは、私は民主主義ですから議会を通じてコントロールしていくというのが一番筋であると思うんですが、逆にここはやはり5%とか10%ぐらいのリスクウェイトをかけて、今、おっしゃられるような、自治体自身が財源責任を持つという点であれば、そこはある程度の

リスクウェートをかけていってもいいのではないか。こう思っているんですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○片山総務大臣

これは別途、今、地方債の改革というものを内部で進めているんですけれども、今、おっしゃったようなことも一つの改革の理念には入ります。

例えば外国の制度を見ますと、自治体が発行する地方債にも幾つかのカテゴリーがありまして、絶対、これは租税でもって担保しますというタイプのものとか、つぶれたら債務調整します。例えば観光事業とか土地開発公社とか、そういう余技でやっているようなところは、そこがつぶれたからといって一般会計から全部それを補てんして、それで学校が経営できなくなりましたなどということではいけませんから、そこはそこだけで完結させて、債務調整をしてつぶしてしまう。そういうふうなカテゴリーに属する地方債があってもいいのではないか。これはアメリカなどがそうなんですけれども、そういうことも含めて少し調査のやり方は今、研究しています。ですから、これは税制ですけれども、別途、地域主権改革型の地方再生論というものは研究しています。

○五十嵐財務副大臣

そろそろなんですけれども、私の方から地域主権改革税制につきまして、今後、総務大臣の研究会を設置して検討されるというお話でございますが、地域主権改革税制は重要なテーマであり、国と地方の役割に関わる論点でございますので、税制調査会で十分議論し、方針を決定する必要があると存じます。したがって、研究会の過程や成果についても御報告をいただきまして、税制調査会のプロセスに乗せていただくことになると存じます。この点を前もって要請させていただきたいと思えます。

また、その中で地方消費税の賦課徴収に係る地方の役割の拡大につきまして言及がありましたけれども、それにより納税者の利便性が向上するか、行政コストが軽減されるかということが重要な論点と考えられます。御提案は税の執行に関わる問題であり、納税者に与える影響や行政コストに与える影響等の観点から、技術的に詰めるべき論点も多いと存じます。したがって、今後よく調整をさせていただきたいと思えます。引き続き、この税制調査会の場で議論を行っていききたいということでございます。

○片山総務大臣

当然、地方税法は自治体の課税のことを決めますけれども、国の法律ですから、当然、この税調の場というものが一つの軸になりますから、別途、総務省の研究会をしても、その成り行きとか論点とかは随時、ここで御報告をしたり、意見を交換させていただいたらと思えますのが1つです。

それから、消費税の課税に自治体も一枚加わるというのは、これは面倒くさいことですから、別に好きでやりたいわけではないんです。ただ、私も自治体の首長を8年間やっています、実に心苦しいんです。国税を全部取ってくれて、その国税のうちの何割かを自動的に自治体の地方消費税として、地方税として配分するというような仕組みになっていまして、

それはある意味ではただ乗り地方税みたいなものですから、非常に心苦しいんです。ですから、せめて何かお手伝いでもして、その心苦しさをいやしたいというのはやはりあるわけです。

個人の所得課税の場合は三税協力といって、申告のときに国税とか税務署と、それから、都道府県と市町村とが協力するんです。それで住み分けをしたり、地域によって違うんですけども、申告を共同で受け付けたり、所得の少ない人は市町村とかは分けたりしていて、結構うまく連携しているんです。それならば、消費税の一番課税の低いところなどの何らかの分担をしてもいいのかなという、それぐらいのことはしなければばちが当たるのではないかという、それぐらいの気持ちなんです。私は税務署長をやっていたものですから、税務署長の立場から見たらとんでもないただ乗りなんです。そこを少しバランスを、心のバランスも含めて取ればというぐらいのことです。

○五十嵐財務副大臣

実は、共同税としての地方消費税というものを与党税調で提案したのは15～16年前の私であつたわけですが、今、私は実は反省をしております、小売売上税という別の税で形成をしていただいた方が、地方独自の税としていただいた方がよかったかもしれないと、今、思っているところでございまして、そういう点も含めて大きく、抜本的な改革をお考えいただく方がいいのかなというふうには思います。

○峰崎内閣官房参与

1点、余計なことなんです、私は地方自治体の税の現場なども見ていて、やはり税を担当する職員の資質ですね。やはり物すごくルーチンで動く人と、国税のように非常にしっかりと訓練している。ですから、今もいろんな形でやられている。大いにやっていただきたいんですが、そういう意味では、この徴税能力といいますか、そこの自主的な向上というものは、実は今、納税環境をずっとやっていまして、むしろ地方のそういった苦情とか、あるいは能力とか、そういったことに対するクレームが非常に強く出てきているので、そこも含めて是非、自主的な税を上げていくということを検討していただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○片山総務大臣

おっしゃることは非常に重要でして、私も市町村、特に私がいた縁の深い県の市町村などを見ていますと、だんだん税務課の職員が減ったり、税務課自身がなくなって住民課に統合したりしているところが多いんです。あり体に言いますと、それは徴税とか課税とかを軽視してきているんです。結局、それは私は問題意識を持っている。何でもかんでも国で決めているから税のことを考えなくてもいいではないか、議会でも議論しませんし、そうなった結果もあるんです。ですから地域主権改革税制で、自治体が課税主体としていろんなことを考えざるを得ません。小なりといえども租税政策を考えなければいけませんとなりますと、おのずから意識は変わってくると思うんです。

少し私が見ていてゆゆしき事態だなと思うのは、小さな町村などでは税に対する熱意よりも国に対する補助金とか特別交付税などのシフトの方を充実しているというようところが散見されますので、そういうことではやはりこれは本末転倒ですから、そういう問題意識は当然あります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。今日は実質的にかなり活発な議論が行われたと思って、皆様に感謝を申し上げます。

どうぞ。

○近藤環境副大臣

先ほど環境関連税制で言うべきかどうか少し迷ったものですから申し訳なかったんですが、機会を失うといけませんので1点個別なんですけれども、直接は厚生労働の関係になると思うんですが、環境面から、クリーニング業等における公害防止用の設備と生活衛生組合の共同利用の施設の特別償却制度の存続のことがあったと思うんです。それで、環境面から考えて、これは是非存続をしていくべきであるということを申し上げたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。

次回は11月25日木曜日の税制調査会になりますが、ここでは個人所得課税、資産課税、納税環境整備について審議を行います。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は速やかに御退室をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。